

感染症対策指針

西東京わたらせクリニック

1. 感染症対策に関する基本理念

様々な患者さんと接する中で、感染した自覚がないままご自宅を訪問することで感染症を媒介するリスクがあることを理解し、適切な感染予防策を着実に行う必要がある。

感染対策を徹底し感染症の発生を無くすことが目標ではあるが、完全に感染症を予防することは容易ではない。感染症が発生した場合に、感染拡大を最大限防止することが求められる。

感染症の重症化リスクが高い患者に対して安全かつ継続的にサービスを提供するため、さらには職員自身の健康を守る取り組みとして当院として基本的な考え方である指針を定め、職員が必要な知識を深め感染症対策が徹底される方策を共有する。

2. 感染症

院内において予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものがあげられる。

- (1) 患者さん及び職員にも感染症が起こり、媒介者となり得る感染症、集団感染を起こす可能性がある感染症の代表として
 - ・インフルエンザウイルス
 - ・新型コロナウイルス
 - ・感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）
 - ・疥癬
 - ・結核などがある。
- (2) 健康的な人に感染症を起こすことは少ないが、感染症抵抗性の低下した人に発生する感染症として
 - ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA）
 - ・緑膿菌感染症などの薬剤耐性菌による感染症。
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症として集団感染に発展する可能性は低いが、
 - ・B・C型肝炎
 - ・梅毒
 - ・HIVなどがある。

3. 感染症管理体制の整備（感染対策委員会）

当院では感染対策の強化に努める観点から、「感染対策委員会」を組成する。

（1）委員会構成員

- ・委員長：院長

院内の感染症対策、感染症発生時の対応の統括

- ・メンバー：

委員会の中で事務的な判断や委員長の補佐を行う

- ・メンバー：

委員会での決め事などを他の職員に周知徹底させる

- ・メンバー：

委員会での決め事などを他の職員に周知徹底させる

（2）委員会開催日時及び場所は委員長が定める。

開催にあたってはTV会議システムを使うことも考慮する。

（3）協議内容

- ①感染対策委員会組織に関すること
- ②自院内の感染対策に関すること
- ③感染症対策指針の整備に関すること
- ④感染症対策研修の内容に関すること
- ⑤感染症が発生した場合の対応策について
- ⑥指針、マニュアル等の整備・見直しに関すること
- ⑦感染症対策に関する職員の周知徹底
- ⑧職員に対する訓練の企画・実施

4. 研修の開催

（1）研修に関する基本方針

本方針に基づき、感染症や感染症対策の意識の醸成、基礎的知識の普及、感染症対策に対する理解を深める教育を目的とした研修及び訓練を実施する。

（2）研修の開催頻度と研修対象者

全職員を対象とした感染症対策研修を半年に1回以上開催する

新任職員に関しては、入職時のオリエンテーションに感染症対策研修を盛り込み、研修の代替とする。

（3）訓練の開催頻度と訓練対象者

感染症が発生した場合に備え、全職員を対象とした感染症対策訓練を半年に1回以上開催する。

(4) 企画・開催

研修及び訓練は、感染症対策委員会が計画的に行えるよう企画・立案を行う。

5. 感染症発生時に対応する基本方針

感染症が発生した場合、当院は患者さん・患者さんご家族の生命や身体に重大な影響が生じないように、また職員が媒介とならないように患者さん・患者さんご家族の保護及び安全の確保を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に下記の対応を行う。

- ①発生状況の把握
- ②必要な感染対策の実施
- ③関係機関への連絡・連携
- ④発生状況に対しての振り返り

6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項

患者さん・患者さんご家族はいつでも本指針を閲覧することが可能である。

当院は患者さん・患者さんご家族からの閲覧希望があった場合、特別な事情が無い限り当院は閲覧を拒否することは出来ない。

付則

この指針は令和6年4月1日より施行する。(作成日：令和6年2月14日)